

2 審判長は、この法律の規定により期日を指定したときは、請求により又は職権で、その期日を変更することができる。

(法人でない社団等の手続をする能力)

第六八条 法人でない社団又は財団であつて、代表者又は管理人の定めがあるものは、その名において次に掲げる手続をすることができる。

一 出願審査の請求をすること。

二 特許無効審判又は延長登録無効審判を請求すること。

三 第七十一条第一項の規定により特許無効審判又は延長登録無効審判の確定審決に対する再審を請求すること。

2 法人でない社団又は財団であつて、代表者又は管理人の定めがあるものは、その名において特許無効審判又は延長登録無効審判の確定審決に対する再審を請求されることができる。

(法人でない社団等の手続をする能力)

第二条の四 法人でない社団又は財団であつて、代表者又は管理人の定めがあるものは、その名において次に掲げる手続をすることができる。

一 第十二条第一項に規定する実用新案技術評価の請求をすること。

二 審判を請求すること。

三 審判の確定審決に対する再審を請求すること。

2 法人でない社団又は財団であつて、代表者又は管理人の定めがあるものは、その名において審判の確定審決に対する再審を請求されることができる。

〈第六十八條第二項で準用する特許法第六八条〉

〈第七十七條第二項で準用する特許法第六八条(同条第一項第一号中「出願審査の請求」とあるのは「登録異議の申立て」と読み替える)〉

(未成年者、成年被後見人等の手続をする能力)

- 第七條 未成年者及び成年被後見人は、法定代理人によらなければ、手続をすることができない。ただし、未成年者が独立して法律行為をすることができるときは、この限りでない。
- 2 被保佐人が手続をするには、被佐人の同意を得なければならぬ。
- 3 法定代理人が手続をするには、後見監督人があるときは、その同意を得なければならぬ。
- 4 被保佐人又は法定代理人が、相手方が請求した審判又は再審について手続をするときは、前二項の規定は、適用しない。

〈第二條の五第二項で準用する特許法第七條〉

〈第六十八條第二項で準用する特許法第七條〉

〈第七十七條第二項で準用する特許法第七條(同條第四項中「相手方が請求した審判又は再審」とあるのは「その商標権若しくは防護標章登録に基づく権利に係る登録異議の申立て又は相手方が請求した審判若しくは再審」と読み替える。〉